

「補足給付の資産把握問題アンケート」結果（日本介護クラフトユニオン ネットアンケート）

介護保険施設に入所する低所得者層に対して一定額が補助される「補足給付」については、本年8月より本人等の資産が勘案され、一定額以上の預貯金等がある場合には補助の対象外になりました。このことに係る現場での業務負担の有無、また、各自治体の状況についてアンケートを行いました。

「補足給付の見直し（資産等の勘案）」については、利用者や家族等に協力することは「今後についてはわからない」（33%）が現在は協力することは「ない」（55%）との回答が最も多くなりました。

また、協力をした場合はどのようなことか尋ねたところ、「見直し内容や手続きの説明」（55%）、加えて「書類提出の代行」（35%）という結果となりました。

資産の把握をめぐる現場の意見としては、「個人情報漏れる危険があるのでは」「老後のために蓄えていた資産まで対象にするのはいかななものか」といった否定的な意見もある中、「公平、平等の観点から賛成」「資産のある高齢者に負担をしてもらうのは当然のこと」等の肯定的な意見も多数みられました。

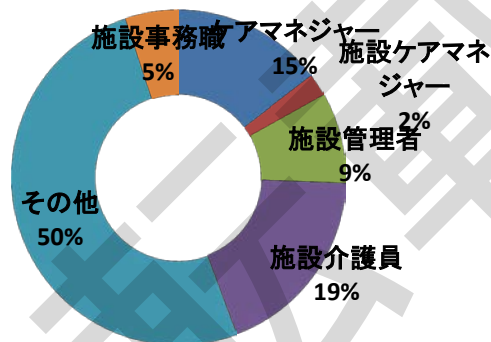
NCCU政策部門は、今後も、今回の介護保険制度の見直しが現場業務に与える影響などを調査し、現場目線による介護保険制度の構築に向けて提言をしていく予定です。

アンケートへご協力いただき、ありがとうございました。

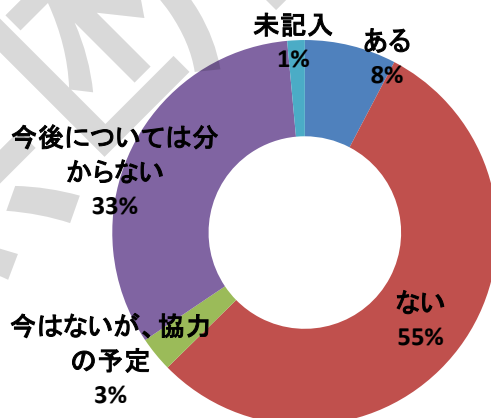
「補足給付の資産把握問題アンケート」結果

実施期間 2015/9/20～10/13 回答者数 273名

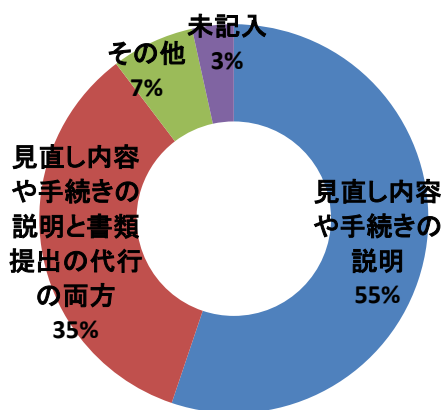
Q1. 最初に、あなたが主に従事する職種を教えてください。



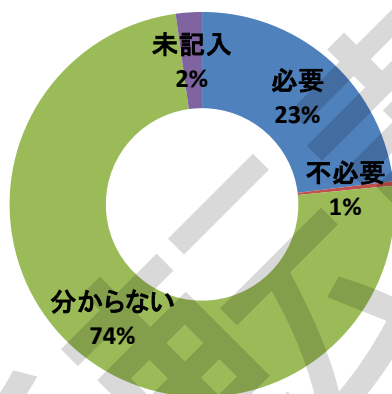
Q2. 「補足給付の見直し」(資産等の勘案)について、利用者や家族等に協力することはありましたか？



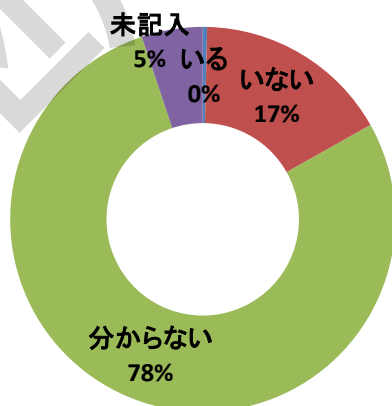
Q3. Q2で「ある」「今はないが、協力の予定」を選択された方にお尋ねします。どのような協力(予定含む)ですか？



Q4. あなたの職場がある自治体では、補足給付を申請する際に、「預貯金等の通帳の写しと、金融機関調査に対する同意書」の提出は必要ですか？



Q5. 書類等が整わず、補足給付が受けられなかった、継続できなかった方はいますか？



Q6. 資産の把握をめぐり、あなたが現場で感じていることを自由にお書き下さい。(100文字以内)

個人情報に関わってくる可能性があるのも知っても良いのか

独居の人など、家族で対応できない場合どうしても現場のケアマネの負担が増える。

通帳の写しを用意する事もできず、市役所へ行く事も困難なため、ケアマネが動くしかなく、業務が増えました。

個人情報の管理徹底で守秘義務もある中、親族でないものが資産管理にまで手を出すことが信用問題となりトラブルの原因になると思われます。

介護にかかわる予算を圧縮するためとはいえ、個人の預貯金額にまで手を伸ばすのはいただけません。現段階で高い水準の収入があるならいざしらず、爪の先に火を灯すようにして蓄えてきた方も大勢いるのですから、預貯金での判断は乱暴だと思います。

老後のためにと一生懸命にためた貯蓄で補助の対象になるのは忍びない。通帳のコピーの添付が必要だったり…取引先が一軒だけならまだ良いが複数の金融機関に貯蓄がある方は手続きが面倒との理由で負担減免の申請をしなかった人もいます。結局、国が税金を使いたくないだけの政策だと思われてもしかたがない。

資産のある方は、後見人をしっかりたてて、今後どのようなことにも対応できるようにしてないと、認知になってからでは遅い

正確な把握は難しいと思うが、負担公平の観点からは実施すべきだと考える。

考え方の大きな観点として、所得の高い方から負担を求める事は必要だと思います。公平平等の考え方が必要だと思います。生活保護や低所得の方に社会保障での安全網は福祉の観点から大切だと思います。問題は抜け道をしたり不正をしたりする方をどのように対策や方法を議論することが必要だと思います。マイナンバー制度が始まり個人の資産、所得が明確になっていくと思いますが、個人情報の保護も必要です。

資産の把握や収入による負担割合の変更は公平性で捉えれば当然の事かも知れません。負担出来る人が多く負担し資産の無い人が補填を受けるのは公平性で考えれば当然の事かも知れません。ただし資産把握に介護職員に負担が掛る事は通常業務以上の負担が掛る事になると思います。

思っていなかった方が2割負担になったりして悲喜こもごもです。年金が少なくても資産のある方が、負担軽減になっているのはおかしいと感じていました。大変な方もいますが、負担は今後の流れになるでしょう